

与那国・自立へのビジョン

自立・自治・共生

～アジアと結ぶ国境の島 YONAGUNI～

2016年～2025年版

2016年3月

与那国・自立へのビジョン更新検討委員会

はじめに

『与那国・自立へのビジョン（2016年～2025年版）』の刊行にあたり、ご挨拶申し上げます。

『与那国・自立へのビジョン』は、平成の大合併に揺れる2005年3月に住民が主体に策定された与那国町独自のものです。当時、与那国町は、中学生以上の全町民を対象とした住民投票により、石垣市及び竹富町との合併ではなく、一島一自治体の“自立”の道を選択しました。この“自立”の選択に際し、単独離島である与那国町が役場・議会・住民が一体となって、抱える苦難に立ち向う“航海図”として策定されたのが『与那国・自立へのビジョン』です。また、『与那国・自立へのビジョン』は、他の自治体には見られない住民が主体となって策定された独自のものであることから、与那国町の“誇り”と“財産”でもあります。

他方、『与那国・自立へのビジョン』の策定から10年余が経過し、与那国町を取巻く状況は大きく変化しております。与那国町と住民が一体となり様々な活動をしているにも関わらず、人口減少が続き2015年には一度1,500人を下回りました。一方では、陸上自衛隊沿岸監視隊が配備され、隊員と家族の方々が新たな与那国町の住民となります。このような状況の変化はあっても、単独離島と与那国町が抱える苦難は相変わらず多いのが現状です。

そこで、与那国町の“誇り”と“財産”である『与那国・自立へのビジョン』を時代の変化に適応する、役場・議会・住民が一体となって活動する“航海図”として更新していくことにしました。

しかしながら、2005年に住民の総意として策定された『与那国・自立へのビジョン』の理念は、未来にわたり引き継いでいくものです。よって、本書の最初に掲載する“与那国「自立・自治宣言」”、基本理念及び基本認識と将来像は、受け継ぐものと位置づけました。また、施策項目等の内容に関しても、時代に応じた変更を留めることを更新の方針といたしました。なお、今回の更新に際しては、『与那国・自立へのビジョン』の行政上での位置づけや更新に係る手続きに関して改めて規則化し、未来の更新作業に役立つようにしております。

町政をあずかる者として、この『与那国・自立へのビジョン』の具体化と実現に向け、今後も議会、住民の方々と一丸となって取り組んで参る決意を申し上げ、挨拶と致します。

結びに、ビジョンの更新にあたり、この上ないご尽力を賜りました『与那国・自立へのビジョン』更新検討委員会の瀬口浩一委員長（琉球大学教授）をはじめ議会、住民代表の委員、パブリックコメントを実施した際に貴重なご意見を頂いた住民の方々、関係各位皆様に対し、深甚なる感謝の意を表し、御礼を申し上げます。

2016年3月

沖縄県 与那国町長

外間 守吉

与那国「自立・自治宣言」

- 一 私たちは、島興しと地域づくりの主体が、一人一人の町民であることを確認し、21世紀の与那国が「自立」と「自治」の島として、さらなる発展を遂げるよう、ここに地域の総力を結集する新しい指針を明らかにする。
- 一 私たちは、「どうなんちま」の豊かな自然と暮らしを守り抜き、固有の文化を築き上げてきた先人に心から感謝の意を捧げ、その歴史に裏打ちされた知恵と自立・自治の精神をわれわれ一人一人が引き継いで行くことを誓う。
- 一 私たちは、安心・安全な島づくりと生きがいのある豊かな暮らしの実現に向けて、いかなる困難があろうとも、「どうなんちま」に根を張る「どうなんとう」として、「まるんな」(一丸)となって立ち向かい、これを次代に継承することを誓う。
- 一 私たちは、国境地域の孤島であるが故の「離島苦(しまちゃび)」を克服するため、島の医療・福祉・教育等の基礎条件の向上や地域産業の振興に不可欠な「光ケーブル」の敷設など、情報通信網の基盤整備をめざす。
- 一 私たちは、すでに友好関係を深めている花蓮市をはじめとする台湾など、近隣・東アジア地域と一層の友好・交流を推進するとともに、相互発展の道を築き、国際社会の模範となる地域間交流特別区の実現に向け努力することを誓う。
- 一 私たちは、東アジアの平和維持と国土・海域の平和的保全等に与那国が果たしてきた役割への正当な評価のもとに、日本国民としての平穏な暮らしを実現しながら、平和な国境と近隣諸国との友好関係に寄与する「国境の島守」として生きることを誓う。

2005年3月
沖縄県与那国町

目次

I. 基本理念	1
II. 基本認識と将来像	2
1. 基本認識	2
2. 将来像	3
III. 更新の概要	4
1. 更新の背景	4
2. 更新の基本方針と内容	4
IV. ビジョンの構成	5
V. 具体的施策	7
1. 住民自治	7
2. 産業	9
3. 交流	13
4. 安心・安全	15
5. 環境	17
6. 教育・文化	19
7. 定住条件	21
VI. 委員会構成	23
VII. 「与那国・自立へのビジョン」更新の実施手順	24
VIII. 「与那国・自立へのビジョン」更新に関する実施要綱	26
●主な用語の解説	29

I. 基本理念

本ビジョンにおける基本理念を「自立」・「自治」・「共生」とする。

「自立」は、地域経済の自立だけでなく、個人の自立や自らを律する「自律」という意味が含まれる。

「自治」は、地方自治及び住民自治の確立をめざすという意味である。

「共生」は、自然と人間との共生、地域内におけるさまざまな人の共生、台湾や中国、アジアの国々との平和的な共存・共栄など、多様な内容を包含する。

Ⅱ. 基本認識と将来像

1. 基本認識

「与那国・自立へのビジョン」は、以下のような基本認識をもって2005年に策定した。

- ① 自立ビジョンは、祖先が残してくれた与那国固有の資産（自然、歴史、文化、人的資産）を‘島の自立と新しい将来像の実現’に向けた大切な地域資源として活かしながら、新しい島づくりを通じ、次代への継承をめざすものである。
- ② 地方分権、行財政分野における「三位一体改革」等の進展に対応し、新しい住民自治の確立と活力ある島づくりが求められている。
- ③ 今後ますます加速するであろう世界規模のボーダーレス化／グローバル化と全国的に推進されつつある規制緩和の流れは、「辺境の島」から「交流の島」へ、「依存型経済社会」から「自立ネットワーク型経済社会」への転換を図る絶好の機会である。
- ④ 竹島や北方四島の例を見るまでもなく、国境の島に自国民が居住・生活することは、国土を保全し、かつ、わが国の領土・領海・経済水域等を平和的に守る上で極めて重要であり、われわれ与那国町民はその役割を担っている。
- ⑤ 島は長年、その地理的特性から「しまちゃび(島痛み)」と呼ばれる離島苦に悩まされてきた。近年、その状況は緩和されつつあるものの、医療、教育、物価、生活利便性など各面における地理的不利性はなおも存在する。
- ⑥ 与那国島の住民が、日本国民としてふさわしい‘安全・安心’と‘持続可能な地域社会’を実現するためには、与那国固有の条件や島の特性をふまえた、国による制度的措置が強く求められる。
- ⑦ 自立ビジョンの推進とその実現にあたっては、住民一人一人の自覚と参加・協力が必要不可欠である。
- ⑧ 与那国は郷友会や島出身者だけでなく、県内外に多くのファンを有する。これは与那国固有の資産・財産であり、地域活性化への貴重な資源である。こうした人的資源をネットワーク化し、自立ビジョンの実現を促進する。

2. 将来像

「与那国・自立へのビジョン」が目指している‘新しい与那国のすがた/将来像’は、以下の通りである。

- ① 自分たちのことは自分たちで決定し、自分たちで出来ることは自分たちで行い、お互いがお互いを助け合う「ゆいまーる精神」溢れる「自治と自律の島」
- ② 県外だけでなく、台湾や中国、東南アジアなど世界の国々と自由に往来する「交流の島」
- ③ 特産品や薬草、健康食品、観光地としての「与那国ブランド」が確立されることにより、地域資源を生かした産業が振興し、「どうなんとう」が自ら立ち上げた企業が活躍する「自立経済の島」
- ④ 貴重な動植物など島の豊かな生態系や美しい自然を守り、次代にこれを継承する「環境共生の島」
- ⑤ 光ケーブルの敷設により、大容量インターネットが地域と各家庭に普及し、医療や教育、消費生活などの地理的不利性が軽減した「IT活用の島」
- ⑥ 島民が安定した収入を得られ、かつ、生活にかかる費用が低く抑えられた、暮らしやすい「安心の島」
- ⑦ 豊かな自然環境と伝統・文化に囲まれ、心豊かなスローライフを満喫できる「癒しの島」
- ⑧ 子どもからお年寄りまでが安心して住める「長寿と子宝の島」

Ⅲ. 更新の概要

1. 更新の背景

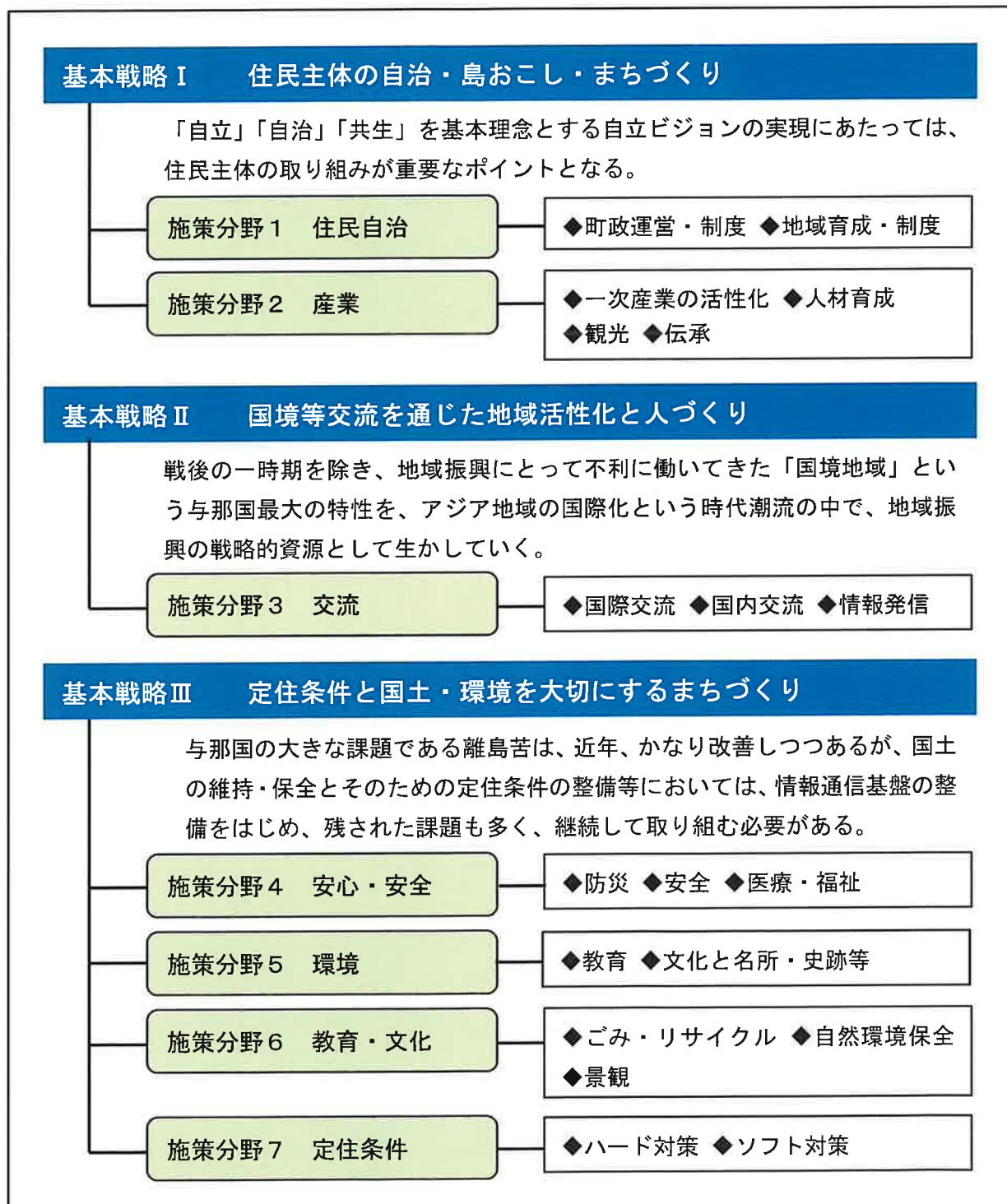
「与那国・自立へのビジョン」は、前項に示した基本理念や基本認識をもって、与那国町民の総意のもと2005年3月に策定された。与那国町が各種施策を計画・実行していく上での最上位の指針であり、極めて重要なものである。しかしながら、策定から10年が経過し、その間には当ビジョンを考慮した町の様々な計画や沖縄県全体の将来計画が策定されて実行中であることや、陸上自衛隊沿岸監視部隊の配備が決定する等、与那国町を取り巻く状況が大きく変化してきた。そのため、状況の変化を反映し、現状に即した内容に更新するに至った。

2. 更新の基本方針と内容

- (1) 2005年に策定された「与那国・自立へのビジョン」の主旨及び内容を最大限に受け継ぐことを前提に、与那国町の現状と取り巻く情勢から、今後の与那国町の目標として見直しが必要な内容を変更した。
- (2) 2005年の策定時には、適用期間や更新に関する記載・規程がなかったため、今後もその時代や状況に即した与那国町の最上位の指針として活用されていくよう、適用期間及び更新手順について定めた。

IV. ビジョンの構成

本ビジョンは、ビジョンの軸となる 3 つの基本戦略と、7 つの施策分野及びその中に施策区分を設け、98 の施策項目で構成されている。



「与那国・自立へのビジョン」の全体構成

基本戦略Ⅰ

住民主体の自治・島おこし・まちづくり

基本戦略Ⅱ

国境等交流を通じた
地域活性化と人づくり

基本戦略Ⅲ

定住条件と国土・環境を大切にするまちづくり

1. 住民自治

○町政運営・制度

- ・「自治基本条例」等の制定
- ・自治公民館の指定管理の推進
- ・「町政運営基本方針」の制定
- ・適正な情報公開の継続
- ・役場機能及び自治公民館の役割の見直し
- ・自治公民館組織の見直し及び法人化の検討
- ・幼稚園・小中学校の維持管理補助
- ・簡便な野外作業の受・委託の検討推進

○地域育成・制度

- ・意識啓発・人材育成
- ・住民組織の育成
- ・各字等地域の将来像実現のための取組を推進
- ・与那国・自立へのビジョンを推進するための財源確保

2. 産業

○一次産業の活性化

- ・特産品の活用・開発
- ・適地適作・地産地消の推進
- ・販売拠点の拡充・宣伝の推進
- ・サトウキビ関連産業の振興
- ・畜産業の振興
- ・米作の振興
- ・水産業の振興
- ・農業の振興
- ・水源の確保・土づくり
- ・農業生産法人の支援

○人材育成

- ・産業人材の育成
- ・観光ガイドの養成
- ・離島人材の育成

○観光

- ・農業・漁業と観光の連携強化及び推進
- ・エコツーリズム（環境保全・学習型観光）の推進
- ・ビジターズインダストリーの推進
- ・地域伝統文化体験型観光の推進
- ・身近な自然ふれあいコンテンツの活用推進
- ・宿泊施設の機能強化・多様性の促進
- ・観光振興推進体制の充実・強化
- ・観光モデルコースづくり
- ・与那国馬の活用
- ・与那国を象徴する海底地形の保全と活用
- ・カジキ等を活用した遊漁の推進
- ・飛行機の利便性及び輸送力の向上
- ・観光客の安全・安心の確保

○伝承

- ・与那国伝統料理の伝承と地元産品活用料理の創作
- ・与那国織の伝承と振興

3. 交流

○国境交流

- ・台湾・花蓮市との交流促進
- ・「与那国国境交流特区」推進
- ・交流・交易法人設立

○国内交流

- ・国内離島自治体との交流推進
- ・与那国支援ネットワーク交流
- ・「島サミット in 与那国（仮称）」開催

○情報発信

- ・「どうなん情報発信（仮称）」事業の実現と推進

4. 安心・安全

○防災

- ・防災対策の強化
- ・防災教育の充実

○安全

- ・消防・防犯の充実
- ・交通安全対策の充実
- ・通学時の安全確保

○医療・福祉

- ・医療機能の充実
- ・歯科診療の充実
- ・リハビリ施設の設置
- ・救急医療の充実
- ・薬局機能の充実及び合理化の検討
- ・健康づくり運動の推進
- ・栄養管理指導の推進
- ・保育サービスの充実
- ・地域介護サービスの充実

5. 環境

○ごみ・リサイクル

- ・資源ごみリサイクルの推進
- ・ごみ処理の適正化と減量化の推進
- ・島クリーンアップ作戦
- ・与那国町ごみ焼却施設の早期整備と活用

○自然環境保全

- ・自然環境保全及び動植物の保護の推進
- ・自然再生・創造事業の推進
- ・与那国の動植物・生態系の研究促進
- ・ヨナグニサンの保護の推進
- ・希少動植物保護のための側溝の改良
- ・希少動植物保護のための野良犬・野良猫対策
- ・病害虫対策の充実強化
- ・水域（河川・湖沼、海域）の環境保全の推進
- ・環境保護税導入の検討

○景観

- ・赤瓦屋根の維持・普及促進
- ・電柱の地中化
- ・景観要素としての浦野墓地の緑地公園化

6. 教育・文化

○教育

- ・「教育特区」構想の検討
- ・中高一貫教育の導入促進
- ・小・中学校の統廃合や併置校の検討
- ・中国語教育などの国際的人材育成プログラムの導入の促進
- ・教育委員会と大学教育学部との連携協定の検討
- ・地域と学校の連携推進
- ・学校教育における地域人材の活用
- ・島外児童生徒受け入れの推進
- ・生きものふれあい活動の推進
- ・総合学習・生涯学習の充実
- ・人材バンクの活用

○文化と名所・史跡など

- ・伝統文化・行事の継承・振興
- ・史跡・文化財及び名所等の保護と活用
- ・冠婚葬祭の簡素化の検討・見直し

7. 定住条件

○ハード対策

- ・持続的な建設・土木業の検討
- ・ICT活用の推進
- ・宅地の拡大
- ・空き家を利用した定住促進

○ソフト対策

- ・与那国（U・Iターン準備）産業体験の推進
- ・防風林の強化
- ・与那国町子ども・子育て支援事業計画の推進

V. 具体的施策

1. 住民自治

地方分権と三位一体改革のさらなる進展により、役場の機能や役割の大幅な見直しとそれともなう行政サービスレベルの低下が今後予想される。公的サービスは住民生活に欠かすことができないものである一方、採算性の面から民間での代替が難しいものが多いため、放置すれば住民生活に大きな影響が出ることが予想される。

そこで、島の伝統的な相互扶助の精神を生かし、「自治公民館」を中心とした住民自治の機能を強化することにより、安心して暮らせる島の環境づくりに努めていく。そのためには、自治公民館の支援や住民組織の育成・支援を行うとともに、役場と地域住民が連携していくことが必要である。

◆町政運営・制度		
1	「自治基本条例」等の制定	先進事例を参考にしながら、与那国町の地域性に即した自治基本条例について、その必要性も含めて住民と役場職員が一緒になって再検討し、検討結果によっては自治基本条例を制定する。また、議会基本条例の制定も検討する。
2	自治公民館の指定管理の推進	自治公民館の支援を行うと同時に、まだ指定管理されていない自治公民館の指定管理を推進する。
3	「町政運営基本方針」の制定	町政への住民参加促進を念頭に、毎年度施政方針にて、町制運営基本方針を示す。
4	適正な情報公開の継続	与那国町情報公開条例及び同施行規則にしたがって、住民に開かれた町政運営を継続実施する。
5	役場機能及び自治公民館の役割の見直し	現在役場で行っている業務を見直し、廃止するもの、自治公民館に移すものなど、役場と自治公民館の役割分担について検討を行う。
6	自治公民館組織の見直し及び法人化の検討	構成メンバー、自治公民館長及び役員を選出方法、自治公民館内での意思決定の仕方等を見直すとともに、自治公民館が公的な仕事や様々な社会的活動を行えるよう認可地縁団体などの法人化も視野に組織の見直しを図る。
7	幼稚園・小中学校の維持管理補助	幼稚園や小中学校施設の簡便な補修などの維持管理の補助を検討する。
8	簡便な野外作業の受・委託の推進	草刈、簡便な道路補修、建物補修などの受・委託を推進する。

◆地域育成・制度		
9	意識啓発・人材育成	役場職員及び地域住民の住民自治に関する意識啓発を促進するとともに、人材育成のための研修や研究会、ワークショップを開催する。
10	住民組織の育成	NPO や民間ボランティア組織など、自治公民館以外の住民組織を育成する。
11	各字別等地域の将来像実現のための取組を推進	総合計画等で設定された各字別等の地域の将来像の実現に向け、地域住民の結びつきや地域コミュニティの強化を図り、各種取組を推進する。
12	与那国・自立へのビジョンを推進するための財源確保	与那国・自立へのビジョンを推進するための予算として、引き続き郷友会や島出身者、与那国ファンを中心に寄付を募り、これを基金化する。また、積極的に沖縄防衛局など国等の補助金も活用する。

2. 産業

与那国島は、有形・無形の多くの地域資源に恵まれた豊かな島である。しかしながら、これまでは、国境の壁や様々な規制により、そのポテンシャルを引き出すことができず、依存型経済に甘んじてきた。しかし、国際化と規制緩和の時代に入り、国境や各種規制による障壁を小さくすることが可能となった現在、自立ネットワーク型の経済社会を実現する絶好の機会といえる。与那国の経済発展の重要なポイントは、祖先から受け継いだ豊かな自然と伝統文化であり、これを大切に守り、育て、活用しながら豊かな暮らしを実現し、子や孫に受け継いでいく持続的で環境保全的な経済発展という視点である。

具体的な産業振興にあたっては、一次産業の活性化を推進するとともに、これを活用し、「観光」をキーワードに新たな展開を図ることが重要である。観光は域外通貨を稼げるだけでなく、観光農業や観光漁業、特産品開発等と結び付けやすく、地元産品の消費や雇用など波及効果の大きい産業である。また、観光客は島外から足を運んで島の物産を消費してくれるだけでなく、与那国の良さや特産品を宣伝してくれる存在でもある。したがって、既存の農漁業や酒造業、食品加工業などを基本にしながら、観光産業との複合化を推進するとともに、それらの産業支援や人材育成を行って島の産業振興を図ることが重要である。また、観光振興にあたっては、交通面における利便性や輸送力の向上、宿泊機能強化、安全対策等の充実が重要である。

◆一次産業の活性化		
13	特産品の活用・開発	長命草、サトウキビ、畜産品、カジキ、泡盛を五大特産物と位置づけ、島外出荷用の特産品の開発に努める。また、その他の既存の農産物（クシティ、クバ、米）の特産品化や新規の農産物の導入、また、カツオやグルクン、深海魚等の未活用水産物の特産品化、及び加工品、健康食品の開発等を推進する。
14	適地適作・地産地消の推進	農作物の適地適作や、地域の産物を地域で消費する運動を推進する。具体的には、食堂・レストラン・宿泊施設における観光客への伝統料理、地元の食材を生かした料理の提供、家庭での島内産物の消費促進などを通して、畜産品、野菜、水産物（カジキ、カツオ、その他の小魚等）といった島内産物の島内消費を促進する。また、野菜はほとんど島外産のものに頼っているため、島内での地産地消を図るべく、安定した生産・供給が行えるようハウス栽培の導入を検討し、設置を推進する。その際、台風の影響もあることから強化構造のハウスを検討する。
15	販売拠点の拡充・宣伝の推進	島内で生産されたものを宣伝・販売するため、多くの観光客が集まる島内外での販売店（久部良港・与那国空港、石垣港離島ターミナル・石垣空港・石垣市内等）の確保・拡充を推進する。

16	サトウキビ関連産業の振興	サトウキビ栽培の充実強化を図るとともに、付加価値の高い加工品の開発を検討する。
17	畜産業の振興	仔牛生産だけではなく、肥育の充実も視野に入れ、台湾・中国からの飼料輸入や整備した食肉処理場を積極的に活用して食肉販売・加工品の開発を推進する。
18	米作の振興	無農薬米・有機米の生産など、食材としての品質向上を検討するだけでなく、泡盛の原料としての使用を検討する。
19	水産業の振興	特産品であるカジキの活用だけでなく、未活用水産資源の活用や、これらの加工品開発、販売等を推進する。
20	農業の振興	食の安全は今後の農業を考える上で重要なポイントであり、環境に配慮した農業の展開を継続的に推進する。
21	水源の確保・土づくり	地下ダムやため池、ファームポンドなど多角的に農業用水の確保を図る。また、農業生産性を高めるために、土壌改良を継続して実施する。
22	農業生産法人の支援	土地と労働力の有効活用を図るため、引き続き農業生産法人の立ち上げを促進し、また継続的な営農を支援する。
◆人材育成		
23	産業人材の育成	単に製品を作るだけでなく島内及び島外で売れる商品を作る人材の育成を促進する。また、起業家養成講座等を通じて、6次産業化を想定した与那国町の特性を活かした起業を促進する。その他、「漁業担い手育成プラン」等を活用し、移住・定住とあわせた既存産業の担い手の拡充及び育成を促進する。
24	観光ガイドの養成	与那国の自然・文化・歴史・伝説・伝承などに関するテキスト及び体験講習等を通して、地域理解を深めるとともに、これをもとに、観光ガイド養成を促進する。
25	離島人材の育成	医師や看護師、保育士、保健士、語学能力、農業経営能力、船舶免許、ダイビングインストラクター資格、中国語会話能力など、今後の与那国にとって必要とされる資格や能力とは何かについての知識を、小中学校の時から知ることにより、離島人材の確保とUターン率の向上を図る。また、社会人を含め広く一般住民の資格取得のための育成教育を推進する。
◆観光		
26	農業・漁業と観光の連携強化及び推進	観光と一次産業（農漁業）との連携を強化し、観光農業（グリーンツーリズム）と観光漁業（ブルーツーリズム）の推進を図る。また、既存のイベント（カジキ釣り大会等）を発展させるとともに、海底観光資源等のダイビング観光を推進し、キビ刈り体験等の新たなツアーやイベント企画も推進する。一方で、既存の漁業者及び農業者と共栄するために、海域と農地等の利用規約等も併せて検討する。

27	エコツーリズム（環境保全・学習型観光）の推進	子や孫にゆたかな与那国を引き継ぐため、自然環境を保全しながら地域振興を図るエコツーリズムを推進する。
28	ビクターズインダストリーの推進	島外からの来訪者（観光客など）に現地滞在や、島内産物及び商品を消費・購入してもらうことで、島内産業の活性化を図る。また、そのための仕組みや受け入れ体制の整備を推進し、持続する産業構造構築の手法とする。特に与那国町においては、島産物を島外に送るには輸送コストが大きいいため、島内消費に加わる人の増加は島内産業を効率的に活性化することに繋がり、重要である。
29	地域伝統文化体験型観光の推進	地域の伝統行事、調理・食事文化、与那国織等の伝統工芸の体験等、地域住民とのふれあいができる観光を推進する。
30	身近な自然ふれあいコンテンツの活用推進事業	身近な自然である迷蝶・バードウォッチング・アヤマハビル館での体験学習・与那国測候所での地球環境体験学習・与那国の自然を体験する観光メニューを開発し、推進する。
31	宿泊施設の機能強化・多様性の促進	航空機の大型化等に伴う観光客の増大と多様なニーズに対応できるように、民宿経営の多様化やリゾートホテルの設置に加え、民泊や公共施設の活用等を含めた受入体制の整備を促進する。また、受入対応レベル向上を図るため、ガイドライン及びマニュアルの作成、講習会等を開催して普及を図る。
32	観光振興推進体制の充実・強化	旅館・ホテル組合の立ち上げを検討するとともに、観光協会や商工会等地域及び既存の観光関連組織との連携を図り、観光振興推進体制の中核を形成する。
33	観光モデルコースづくり	観光メニューの充実と観光モデルコースづくりを行う。ツーリストや航空会社と連携した観光メニュー開発し、情報を発信する。
34	与那国馬の活用	与那国馬もしくは馬車に乗っての島内巡り、与那国馬を使ったアニマルセラピーなど、与那国馬活用した観光メニュー等を作成する。
35	与那国を象徴する海底地形の保全と活用	与那国を象徴する海底地形の学術的な調査を実施して、文化財的な価値及び自然科学的な価値に関する検証を行う。その調査・検証を受けて、国の史跡登録や世界遺産登録、ジオパーク登録等も想定した取組みを検討する。また、保全と適正な活用方法に関して、新たな条例の制定を含めた検討を行う。
36	カジキ等を活用した遊漁の推進	カジキ等の漁業資源を活用し、遊漁の発展を促進する。カジキ釣り大会等のイベントを含め、遊漁に関する情報を積極的に発信する。ギネスブックに申請可能なイベントも検討する。
37	飛行機の利便性及び輸送力の向上	観光振興の重要な条件である航空機の利便性及び、大型化等の輸送力の向上を航空会社に働きかける。

38	観光客の安全・安心の確保	観光客が安心して滞在できるよう、島での危険情報・防災情報の提供、及び医療体制や安全対策の充実に努める。
◆伝承		
39	与那国伝統料理の伝承と地元産品活用料理の創作	若い世代へ与那国伝統の料理を継承するために、伝統料理教室を開催するとともに、子供達の伝統料理コンテストや伝統料理マイスター制度の設置を検討する。また、カジキやカツオ、畜産品、島産野菜などの地元産品をつかった与那国らしい創作料理のコンテストをイベントにあわせ開催し、与那国の新たな名物とする。
40	与那国織の伝承と振興	与那国織に代表される伝統工芸品を継承するために、織子等の後継者の育成を推進する。また、技術継承に必要な施設、例えば老朽化が顕著な与那国町伝統工芸館のリニューアル等の整備も推進する。

3. 交流

与那国島は日本の最西端に位置している国境の島である。東アジアでは、進展・加速するボーダーレス化の中、経済・文化・観光など、広範な領域での交流や相互依存が深化しており、こうした動向は東アジア地域に近接している与那国島にとっても決して無縁なものではない。現在は、古くから深い繋がりのある台湾との交流を行っているが、国境離島としてさらにアジア地域へ積極的に交流を図っていく必要がある。

そこで、「国境交流特区」の実現を念頭に、交流に関わる様々な取り組みを推進していく。また、国境交流のみならず、国内離島自治体との交流を推進し、あらゆる分野での交流や協力を図る。こうした交流を経済活動や人材育成等に繋げ、地域の活力を向上させていくことが重要である。

◆国境交流		
41	台湾・花蓮市との交流促進	花蓮市をはじめとする台湾との交流の歴史は与那国の財産であるが、間近に迫ったアジア経済の一体化を見据え、特区構想を含め、交流事業を積極的に推進する。
42	「与那国国境交流特区」推進	アジア地域の貿易自由化を見据え台湾や中国との国境交流を推進するために、次の施策の実現に向けて特区申請等を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・与那国・花蓮間の直行便就航 ・国際近海航行 ・国境離島型港湾（海の駅） ・団体旅行客のノービザ入国 ・物流の自由化拡大 ・自由往来の実現 ・医療交流
43	交流・交易法人設立	国境交流特区のメリットを最大限に生かすため、台湾や中国から安い物資を輸入し、高付加価値商品を輸出したり、交流を促進する交易・交流法人の設立を検討する。
◆国内交流		
44	国内離島自治体との交流推進	国際交流のみならず、国内の離島自治体（礼文島等）との交流を推進し、あらゆる分野での交流を図る。
45	「島サミット in 与那国（仮称）」開催	与那国・自立へのビジョンの内容の浸透と他の離島町村との連携を図るため、与那国島で島サミットを開催する。
46	与那国支援ネットワーク交流	与那国の魅力を体験してもらうとともに与那国支援ネットワークとして、与那国町ばんだドゥナン島基金、与那国町過疎地域自立促進基金、ふるさと納税制度及びどうなん・ファンドを通じた寄付の協力を求める。

◆情報発信		
47	「どうなん情報発信（仮称）」事業の実現と推進	役場を中心に、商工会、観光協会、農協、漁協、与那国島歴史文化交流資料館(DiDi 与那国交流館)、伝統工芸館、アヤミハビル館、各自治公民館、各学校、企業、個人など、あらゆる人と組織から島内外への情報発信を行う。また、情報発信を促進するための「情報発信力養成講座」を開催する。

4. 安心・安全

安心・安全な地域づくりは、地域住民の暮らしを豊かにすることのほか、移住・定住の促進や観光客の誘致・集客にも大きく関わるため重要である。与那国島は現在、人口減少や高齢化が進みつつあり、また観光客数の停滞等が課題となっているため、安心・安全な地域づくりはこれらの対応・対策にも繋がる。日頃の防犯・防災対策はもちろんのこと、医療や福祉を充実させ、地域住民が住みやすく、また来訪者が安心できる環境を整えることが重要である。

◆防災		
48	防災対策の強化	防災対策の強化及び住民への周知徹底を推進するため、与那国町防災計画（2011）、特に、同津波編（2014）に即した必要な各種整備・観光客の安全を含めた対策を推進し、訓練を実施する。 また、地震や津波などの大規模災害発生時の救助・救援・復旧を陸上自衛隊沿岸監視隊等の国や県、石垣市及び竹富町と連携して速やかに実施できるよう、これら連携機関との災害支援協定の締結を推進する。
49	防災教育の充実	災害時の適切な行動、迅速な対応等を身に着けるため、日頃から保育園・幼稚園・学校や地域、職場等での防災教育を推進する。
◆安全		
50	消防・防犯の充実	与那国町全体及び集落単位での消防及び防犯体制を継続的に検討して充実化を図り、実施する。また空き地や空き家の清掃に地域で取り組むなどし、日頃から安心・安全な地域づくりに努める。
51	交通安全対策の充実	飲酒運転対策やスピード違反の取り締まりを強化する。
52	通学時の安全確保	スクールゾーンの設定など、通学時の安全確保を検討する。
◆医療・福祉		
53	医療機能の充実	診療所の整備・充実を図るとともに、沖縄県立八重山病院及び陸上自衛隊沿岸監視隊の医務官との連携を通じての医療機能の充実を検討する。
54	歯科診療の充実	歯科診療の充実を図る。
55	リハビリ施設の設置	リハビリ施設の設置を検討するとともに、常勤以外の方法も含めて充実を図る。
56	救急医療の充実	災害時を含め、迅速な救急医療体制を充実するため、高度かつ急性の高いケースや気象条件の影響を考慮し、現行の石垣海上保安部のヘリによる患者搬送に加えて、陸上自衛隊沿岸監視隊及び台湾の救急医療機関との連携体制を検討する。
57	薬局機能の充実及び合理化の検討	診療所を含めた薬局機能の充実を図る。

58	健康づくり運動の推進	島で明るく元気に長生きするために、与那国町社会福祉協議会が主体となり、病気予防に力を入れ、「どうなん健康づくり 21」を中心に健康づくり運動を推進する。また、町民が陸上自衛隊沿岸監視隊の運動施設を利用しやすくなるように調整を進める。
59	栄養管理指導の推進	現在、単費事業で実施されている「栄養管理指導事業」の制度化を図り、継続した町民の健康づくり支援を推進する。
60	保育サービスの充実	保育を必要とする学童までの保育サービスをさらに充実させるため、施設及び保育体制の整備を推進する。
61	地域介護サービスの充実	老人介護など、地域福祉業務等を与那国町社会福祉協議会への委託等で充実させる。また、必要な人員の確保を平行して進める。

5. 環境

与那国島には、アヤマハビルに代表される独自の生態系が残っており、祖先から受け継いだ美しい自然環境と生活環境がある。これらの子や孫に残すために環境保全に取り組むとともに、環境の再生・創造に向けた取り組みが必要である。

また、景観面においては、与那国島には古くからの伝統景観を残す建物があり、こうした景観は重要な地域資源でもあるためその維持・普及に努めることが重要である。

◆ごみ・リサイクル		
62	資源ごみリサイクルの推進	現在、取組が広がりつつあるペットボトルや空き缶等の資源ごみの分別とリサイクル活動の充実を図る。
63	ごみ処理の適正化と減量化の推進	ごみ問題の放置は居住環境の悪化だけでなく、観光をはじめとする産業振興に大きな影響を与える。既に島内にあるごみ、及び家庭等から発生する生ごみの処理装置等での適正処理に取り組むとともに、ごみの減量化を推進する。
64	島クリーンアップ作戦	島内ネットワーク及び与那国支援ネットワークの協力事業として、島内外から参加者を募り、海岸、拝所、観光スポット、名所・旧跡、空き地、集落内など島内を一斉に清掃する日を設ける。
65	与那国町ごみ施設の早期整備と活用	沖縄防衛局の補助で整備予定の与那国町ごみ焼却施設を早期に整備して、燃やすごみと粗大ごみの一部を焼却し、与那国町リサイクルセンターと共に適正に活用して、最終処分場の延命を図る。
◆自然環境保全		
66	自然環境保全及び動植物の保護の推進	下記の条例制定を推進し、自然環境の保全・保護を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・環境保護条例 ・希少動物保護条例 ・希少動物生息域保全条例 ・動植物持ち出し制限条例 ・外来動植物対策条例
67	自然再生・創造の推進	関連機関と協力し、下記の取組を開始して、自然再生・創造を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・河川再生（田原川等） ・海岸清掃（海岸全域） ・ヨナグニサン繁殖 ・緑化事業
68	与那国の動植物・生態系の研究促進	学術的な研究蓄積が不十分であるため、データベースづくりや大学の研究機関等の誘致を図り、研究を促進する。

69	ヨナグニサンの保護推進	ヨナグニサンの生活生産物（糞、カラ繭）を使った特産品を開発し、その販売利益の一部をヨナグニサンの保護基金とするなどで、保護活動を推進する。
70	希少動物保護のための側溝の改良	希少動物の保護を推進するため、林道の側溝をV字型に改良することを検討する。
71	希少動植物保護のための野良犬・野良猫対策	既存の固有種の生息・生育を脅かす野良犬・野良猫対策を検討・実施する。
72	病害虫対策の充実強化	国境の島である与那国にはさまざまな病害虫が迷い込む可能性が高い。監視体制の充実とともに入り込んだ場合は早急に対策を講じる。
73	水域（河川・湖沼、海域）の環境保全の推進	農業集落排水事業等を通じて、河川・湖沼及び海域の公共用水域への排水負荷量を低減し、希少な野生動植物が生息・生育する与那国町の水域環境保全を推進する。
74	環境保護税導入の検討	ごみ処理や環境対策の財源として、環境保護税の導入を検討する。
◆景観		
75	赤瓦屋根の維持・普及促進	景観は重要な地域資源であり、赤瓦屋根は与那国の景観の重要な要素であるため、その維持・普及に努める。
76	電柱の地中化	景観の向上を図るため、電線の地中化を検討する。
77	景観要素としての浦野墓地の緑地公園化	独特な景観を有する「浦野墓地」を緑地公園として指定し、適切に管理する。

6. 教育・文化

「教育立国・与那国」を目指し、生涯学習も結合した「与那国教育・システム化」の実現へ向けた取り組みを推進する。具体的には、学校と地域の連携を強化し、地域人材を活用した教育の充実を図ることや、児童・生徒のみならず地域住民が地域のことを学ぶ機会をつくる等が重要である。さらに、県内外の児童・生徒を受け入れ交流を図ることや、大学機関と提携し教育の充実を図ることが重要である。

また文化面においては、与那国織などに代表される伝統工芸や祭事文化等、与那国島ならではの伝統がいまなお残っている。こうした伝統・文化の保全と継承、振興を図っていくことが重要である。

◆教育		
78	「教育特区」構想の検討	中高一貫教育や中国語教育の導入、学校と地域の連携強化などにおいて規制がある場合には、特区申請を検討する。
79	中高一貫教育の導入促進	小規模離島の長年の課題である高校教育の実現に取り組む。
80	小・中学校の統廃合や併置校の検討	児童・生徒数が減少しているため、小中学校の統廃合や併置校について検討し、より充実した教育環境の整備を図る。
81	中国語教育などの国際的人材育成プログラムの導入の促進	国境交流特区及びアジア地域の自由貿易化を見据えて、台湾や中国との交易を推進する人材の育成を図ることを与那国の学校教育及び生涯学習の特色とする。また、単なる語学教育だけでなく修学旅行や台湾ツアーの活性化を同時に推進し、中国語会話習得の学習意欲向上につなげる。
82	教育委員会と大学教育学部等との連携協定の検討	与那国の教育に関して、与那国町教育委員会と県内外の大学教育学部等との協定締結を検討する。
83	地域と学校の連携推進	自治公民館代表と学校長との交流の場を設定し、地域と学校の連携強化を推進する。
84	学校教育における地域人材の活用	教員免許を有する地域人材を活用し学校教育の充実を図る。
85	島外児童生徒受け入れの推進	沖縄本島等からの児童・生徒の受け入れを継続的に推進し、児童・生徒間の交流と、与那国島の魅力再発見及び島外周知につなげる。
86	生きものふれあい活動の推進	児童・生徒の健全育成の一環として、与那国馬をはじめとする生き物とのふれあい体験を推進する。
87	総合学習・生涯学習の充実	児童・生徒や一般社会人・青年会・老人会等が地域のことを学ぶことを重視し、総合的な学習の時間と生涯学習の充実を図る。
88	人材バンクの活用	人材バンクを活用し、総合学習や生涯学習の充実を図る。

◆文化と名所・史跡など		
89	伝統文化・行事の継承・振興	与那国には、様々な伝統文化や行事、芸能、風習が残っており、島の大きな魅力となっているが、その中心的役割を果たしているのが各字単位の自治組織である。今後も、各字単位で伝統文化・行事の継承・振興を図る。
90	史跡・文化財及び名所等の保護と活用	与那国島の地域資源（歴史・文化・言語・技術・景観・自然・観光資源等）の掘り起しを広く一般町民と協同で行うとともに、御嶽や史跡など島内に今なお残る文化財や名所の維持管理を推進し保護に努め、これら地域資源を、より一層観光等に活用できるように検討する。
91	冠婚葬祭の簡素化の検討・見直し	冠婚葬祭サミットの開催や住民との協議を通じて、冠婚葬祭の簡素化を検討する。

7. 定住条件

人口が減少しつつある与那国島にとって、定住条件を整備することは重要である。前項に挙げた数々の施策に取り組み、暮らしやすいまちづくりに取り組むのはもちろんのこと、宅地の拡大や空き家の活用などを推進し、ソフト面・ハード面共に移住・定住に向けた受け入れ体制を整えることが必要である。

◆ハード対策		
92	持続的な建設・土木業の検討	建設・土木業は重要な雇用の場になっているが、今後は公共工事の減少が予想される。そこで、建設・土木業界を中心に、以下の点に注意しながら、持続的な建設・土木業のあり方を検討する。 <ul style="list-style-type: none"> ・島内事業所の技術レベルにあった公共工事のあり方 ・自然再生・創造型公共工事の受注可能性 ・林道におけるV字側溝あるいは階段工への変更工事 ・公的施設や宿泊施設のバリアフリー化 ・空港・港湾・道路など国や県管理施設関連工事 ・赤瓦屋根の補修工事 ・電線の一部埋設工事 ・民宿改修工事
93	ICT 活用の推進	海底光ケーブル敷設後を見据え、付帯設備を完備し、ICT の活用を推進する。
94	宅地の拡大	集落内の土地利用あり方の検討及び整備を行い、宅地化を進める場所、継続して農業振興を行う場所を明確にする。そして、用地買収等の検討も含め、宅地拡大を図る。
95	空き家を利用した定住促進	島内にある空き家を活用する制度・方法を検討し、Uターン者、Iターン者の定住を推進する。
◆ソフト対策		
96	与那国(U・Iターン準備)産業体験の推進	U・Iターンの準備として、移住前に職業体験などの機会を提供する下記の取組を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・農業, サトウキビ栽培, 畜産, 長命草, 有機野菜など (JA, 商工会, 生産者グループ等) ・漁業: カジキ漁, 潜り漁, ダイビング (漁協, 観光協会等) ・伝統工芸: 与那国織 (与那国町伝統工芸館) ・観光ボランティア体験 (観光協会等) ・郷土料理, 伝統料理教室 (婦人連合会, 食改善推進委員会等)
97	防風林の強化	安定した定住条件の一環として、防風林の敷設域を拡大する。

98	与那国町子ども・子育て支援事業計画の推進	住民及びU・Iターン者のソフト面の定住条件としての出産・子育て支援等に関して、「与那国町子ども・子育て支援事業計画」を基に、少子化対策や子育て支援を推進し、子ども達の健全育成を図る。
----	----------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------

VI. 委員会構成

「与那国・自立へのビジョン」更新検討委員会は、2005年初版策定時に組織された「与那国・自立へのビジョン策定推進協議会」の委員会構成を参考にして、学識経験者の瀬口浩一氏（琉球大学教授）を委員長とし、町議会議員、住民、教育関係、医療/福祉/保健関係、及び公共団体の代表者の計14名の委員で構成した。

「与那国・自立へのビジョン」更新検討委員会名簿

（順不同・敬称略）

	役職	氏名
1	学識経験者	琉球大学法文学部教授 瀬口 浩一（委員長）
2	町議会議員	与那国町議会議員 大宜見 浩利
3		与那国町議会議員 崎元 俊男
4	住民の代表者	久部良自治公民館長 上原 正且
5		西自治公民館長 外間 儀章
6		東自治公民館長 系数 健一
7		嶋仲自治公民館長 鈴木 修
8		比川自治公民館長 長濱 正敏
9	教育関係の代表者	教育長 崎原 用能
10	医療/福祉/保健関係の代表者	与那国町診療所 並木 宏文
11	公共団体の代表者	JA おきなわ与那国支店長 志良堂 勝啓
12		与那国町漁業協同組合長 嵩西 茂則
13		与那国町商工会長 崎原 孫吉
14		与那国町婦人連合会会長 前楚 美津子

Ⅶ. 「与那国・自立へのビジョン」更新の実施手順

更新作業の手順は、事務局において初版版「与那国・自立へのビジョン（2005年策定）」の進捗状況、関連計画及び陸上自衛隊に関する情報等を整理から着手した。次のこれら情報等を基に更新素案を作成した。また、初版策定時には住民説明会と議会での承認を経ていることを参考にした更新の基本方針の作成を行った。

その後、役場課長級職員で構成する作業部会と検討委員会において、更新案と更新基本方針を主題に2回の議論と確認を繰り返し「与那国・自立へのビジョン（2016～2025年版）」を最終化した。また、この最終案に対する住民の方々からのパブリックコメントを求め、頂いたご意見を瀬口浩一検討委員会委員長の監修の下で編集して町長に答申した。

なお、本ビジョンは、本事業で策定した後述の“「与那国・自立へのビジョン」更新に関する実施要綱”に基づき、2016年6月に開催される与那国町定例議会に報告される予定となっている。

「与那国・自立へのビジョン」更新手順表

日 時	実 施 内 容	
2015年6月～	現状整理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役場各課にヒアリングを実施し、前回ビジョンの進捗状況を整理 ・ 沖縄21世紀ビジョン等、与那国町に関わる関連計画を整理 ・ 陸上自衛隊沿岸監視部隊に関わる情報を整理
「与那国・自立へのビジョン」更新素案作成		
2016年1月8日	第1回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 更新事業内容及び更新手順等の基本方針の説明及び協議 ・ 更新素案に関する説明及び協議
1月18日	第1回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 更新事業内容及び更新手順等の基本方針の説明及び検討 ・ 更新素案の説明及び協議 ・ 第1回作業部会からの意見に関する検討・承認
「与那国・自立へのビジョン」更新案作成		
2月12日	第2回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回検討委員会からの意見及び決定事項の説明 ・ 更新案及び更新手順案の説明及び協議
2月22日	第2回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2回作業部会からの意見に関する検討・承認 ・ 更新案及び更新手順案の説明及び検討・承認 ・ 更新案の最終化
3月11日～25日	「与那国・自立へのビジョン」更新最終案のパブリックコメント	
「与那国・自立へのビジョン（2016～2025年版）」の策定		
3月28日	町長への答申	
6月	与那国町定例議会に報告（予定）	

Ⅷ. 「与那国・自立へのビジョン」更新に関する実施要綱

「与那国・自立へのビジョン」の2005年の初版策定時には、更新に関する手順等に関する規定が定められていなかった。

一方、本事業においては、「与那国・自立へのビジョン」が与那国町の全住民の総意に基づく最上位の指針であること、及び10年ごとに社会情勢等を勘案して更新していくことの必要性も改めて確認された。よって、将来の更新事業においても、本ビジョンのこれら重要性の認識に基づき、適切に更新されるよう更新に関する実施要綱を定めることとした。策定した実施要綱が、以下に示す通りである。

「与那国・自立へのビジョン」更新に関する実施要綱

平成 28 年 3 月 日

訓令第 号

(目的)

第 1 条 「与那国・自立へのビジョン」(以下、「本ビジョン」と称す。)は、与那国町民の総意で、与那国が“自立”と“自治”の島として、さらなる発展を遂げるために、地域の総力を結集する新しい指針として、平成 17 年 3 月に策定されたものである。また、「本ビジョン」は、与那国町が各種施策を計画して実行していく上での最上位の指針と位置づけられるものである。本要綱は、「本ビジョン」の更新を適正に実施していくことを目的とする。

(更新の基本方針)

第 2 条 「本ビジョン」の更新は、平成 17 年 3 月に策定された内容と全体的な理念と構成を基本的に踏襲することとする。その上で、更新内容は、更新時期における与那国町を取巻く状況、諸背景に基づき、また国や沖縄県の施策と関連計画を参考にして再策定し、与那国町が新たに目指す目標とする。

(更新の手順)

第 3 条 「本ビジョン」の更新は、以下の手順で行う。

- 2 与那国町課長級職員で構成する作業部会において、更新内容を検討する。
- 3 学識経験者、町議会議員、住民の代表者、教育機関の代表者、医療/福祉/保健機関の代表者、農業団体の代表者、漁業団体の代表者、商工会の代表者、婦人団体の代表者、その他町長が必要とする有識者等で構成する検討委員会において、更新内容を検討する。また、検討結果は、「本ビジョン」の更新案として、与那国町長に提案する。
- 4 本条 2 項及び 3 項の検討を経た更新案は、パブリックコメント等の方法で与那国町民に公開し、町民から出された意見は、更新内容に最大限に反映する。
- 5 本条 2 項、3 項、4 項を経た更新案は、本要綱第 4 条で規定する期間の「本ビジョン」とする。また、本要綱第 4 条で規定する期間の「本ビジョン」は、与那国町議会に報告する。

(更新期間)

第4条 「本ビジョン」の更新は、前回の「本ビジョン」策定及び更新年度から、10年後に行うことを基本とする。なお、与那国町長は、与那国町を取巻く情勢に応じて、本要綱第3条の手順に基づく更新作業を指示することができる。

(進捗状況の確認)

第5条 本要綱第4条で規定する期間の「本ビジョン」の内容に関しては、策定後2年から3年毎に進捗状況を確認する。確認した内容に関して、与那国町民から公開の要望がある場合には、与那国町は公開する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、「本ビジョン」の更新に関して必要な事項は、与那国町長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し平成28年 月 日から適用する。

(参考)

「与那国・自立へのビジョン」策定及び10年間隔の更新等に関する工程表
(例：平成37年度の第2回更新まで)

平成 16年度	・・・	平成 27年度	平成 29から30 年度	平成 32から33年 度	平成 35から36 年度	平成 37年度
初版 策定	・・・	第1回 更新	フォローアップ [°]	フォローアップ [°]		第2回 更新

※フォローアップ[°]：各施策内容の進捗状況の確認。実施年度は、厳密ではなく、2から3年度間隔で適宜実施とする。

●主な用語の解説

○住民自治に関すること

- ・自治基本条例：安定した行政への市民参加システムを保障するため、主権が市民にあることや具体的な行政への参加の仕組みなどを定めたもの。
- ・議会基本条例：議会の組織や運用、住民とのあり方、首長や職員とのあり方について、基本的なことを定めたもの。
- ・自治公民館：地域住民の学習・生活の関連施設としての機能と集落の自治機能を合わせもっており、人づくり・地域づくりの組織的な対応を図る拠点施設。
- ・地方分権：国に集中している権限や財源を県や市町村に移し、住民の皆様と自治体が協力して地域のことは地域で決められるようにすること。
- ・三位一体改革：地方の権限と責任を大幅に拡大する方向で、①国庫補助負担金の改革、②地方交付税の改革、③税源移譲を含む税源配分の見直しの3つを同時に進めることを内容とする国の改革方針。
- ・地方自治：住民自身の手により、その責任で自治体の行政を行うことをいう。
- ・規制緩和：行政による公法的規制の緩和。
- ・公的サービス：行政等が行う医療、福祉・保育、雇用、教育などの分野。一般的に採算が合わず、民間でのサービス提供が難しい。
- ・広域行政：各自治体の区域を越えて、複数の自治体にわたって行われる行政のこと。
- ・NPO：Non-Profit Organization の略で、ボランティア団体や市民活動団体などの「民間非営利組織」を広く指す。
- ・ワークショップ：参加者が専門家の助言を得ながら問題解決のために行う研究集会

○産業に関すること

- ・漁業担い手育成プラン：与那国町における既存就漁者の経営改善及び新規就漁者の掘り起しを図り、漁業の活性化を推進する取り組み。

- ・ 6次産業化：第一次産業である農林水産物の生産だけにとどまらず、それを原料とした加工食品の製造・販売や農・漁業体験のような地域資源を生かしたサービスなど、第二次産業、第三次産業と繋げ、農林漁業者等による新事業の創出等や地域の農林水産物の利用促進を図ること。
- ・ 長命草：八重山諸島に多く分布しているセリ科の常緑多年草。海岸の断崖や珊瑚石灰岩でできた岩場などに多く自生している。和名を「ポタンボウフウ」、与那国島では「グンナ」と呼ばれている。
- ・ エコツーリズム：訪問先の自然環境を破壊することなく、その土地特有の自然、生活、文化などの資源を持続させていくような旅行の概念。
- ・ ブルーツーリズム：島や沿海部の漁村に滞在し、魅力的で充実した海辺での生活体験を通じて、心と体をリフレッシュさせる余暇活動。
- ・ グリーンツーリズム：緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。
- ・ ビジターズインダストリー：「集客産業」等とも呼ばれ、観光客など地域を訪れる人々（ビジターズ）を増やし、その賑わいを地域づくりの柱となる産業（インダストリー）としてとらえ、地域資源を活かしたプログラム開発や提供を行うこと。
- ・ 域外通貨：地域通貨以外の通貨。日本の場合はドルや元などをさす。ビジョンでは、広く与那国島外の円も含める。
- ・ ジオパーク：ジオ（地球）に関わる様々な自然遺産、たとえば、地層・岩石・地形・火山・断層などを含む自然豊かな「公園」のこと。山や川をよく見て、その成り立ちに気付くことに始まり、生態系や人々の暮らしとの関わりまでをつなげて考える場所。
- ・ 迷蝶：蝶は一定の土地に決まって生活しているのが普通であるが、そのごく一部は南の島々から台風などの夏の季節風に運ばれて日本に迷いこむことがある。これらを 迷蝶と呼んでいる。
- ・ アヤミハビル：ヨナグニサンの方言名。鱗翅目（蝶と蛾の仲間）の中で世界最大の種であり、開翅長は最大で 30cm といわれる。

- ・アニマルセラピー：定義は様々だが、動物による『Therapy（療法）』というより『Healing（癒し）』のニュアンスが強く、感情調整や意欲向上、痛み緩和といった効果が期待されている。

○交流に関すること

- ・与那国島歴史文化交流資料館：与那国島ならではの食や郷土芸能の体験、情報の発信を行う（DiDi 与那国交流館） 体験・交流スペース。
- ・ふるさと納税：自治体への寄附金の中で、地方間格差や過疎などによる税収の減少に悩む自治体に対しての格差是正を推進するための新構想として、2008年に創設された国の制度。
- ・ばんたドゥナン島基金：与那国島への寄付金（ふるさと納税等）を財源に設置された基金で、これを活用し、寄附者の意向を尊重した地域活性化に資する事業の展開を図る。
- ・どうなんファンド：与那国町「ばんたドゥナン島基金」を原資として、町民の活力の種を育て、まちの活力・雇用創出の種を育てるといふ、与那国町における雇用創出と人口回復を目指す構想。

○暮らしや定住に関すること

- ・光ケーブル：光で信号のやりとりをするため、非常に速い通信速度が得られる。2016年度中に敷設完了予定。
- ・IT（Information Technology）：情報技術の略。コンピュータやデータ通信に関する技術を総称的に表す語。
- ・Uターン：都会（街場）に移住した人が、再び田舎の故郷に帰って移住すること。
- ・Iターン：生まれ育った土地を離れ、新たな土地へ移住すること。
- ・地域福祉：高齢者や障害者、児童といった対象者ごとではなく、「地域」という場所に注目して「支え合い」を中心とした支援を考え、実行することを指す。
- ・人材バンク：地域人材バンク。様々な資格、能力、特技を持った人の名簿。地域づくりや生涯学習に必要な人材をすぐに見つけられる様にとの趣旨で整備されている。

事務局・問合せ先：

〒907-1801 沖縄県八重山郡

与那国町字与那国 129 番地

T E L . 0980-87-2241

与那国町役場総務財政課

協力：

株式会社 水圏科学コンサルタント 沖縄支店